

2025年12月25日 一部改正  
2025年7月30日 技術委員会 審議  
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

## 選択式触媒還元脱硝装置に関する安全要件の明確化

### 改正対象

鋼船規則 D 編

### 改正理由

船舶からの窒素酸化物の放出を規制する MARPOL 条約付属書 VI 第 13 規則に適合するための措置として、選択式触媒還元脱硝装置（以下、「SCR」という）等の使用が認められており、本会は鋼船規則 D 編 21 章に SCR の安全要件を規定している。

当該規則には、船員の保護を目的として、洗眼器を設置することを要求しているが、当該設置場所について規定されておらず、不明瞭なものとなっていた。今般、洗眼器の設置場所についての要件を規則に明記する。

### 改正内容

鋼船規則 D 編 21 章において不明瞭だった洗眼器の設置場所について明確化を行う。

### 施行及び適用

2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

ID:DD25-10

「選択式触媒還元脱硝装置に関する安全要件の明確化」新旧対照表

新 鋼船規則 D 編 機関	旧 鋼船規則 D 編 機関	備考
<p><b>21 章 選択式触媒還元脱硝装置関連設備</b></p> <p><b>21.1 一般</b></p> <p><b>21.1.3 提出図面及び資料</b></p> <p>提出すべき図面及び資料は、一般に次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (省略)</li> <li>(2) 参考用図面及び資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) SCR 脱硝装置の取扱説明書</li> <li>(b) 自動制御及び安全装置の取扱説明書</li> <li>(c) 許容背圧に関する資料 <u>(本会が必要と認めた場合)</u></li> <li>(d) <b>21.3.1-2.(1)</b>の規定により、バイパス管を装備しない場合には、その検討及び結果に関する資料</li> <li>(e) 故障モード影響解析 (FMEA) 等による解析資料</li> <li>(f) その他本会が必要と認めるもの</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>21 章 選択式触媒還元脱硝装置関連設備</b></p> <p><b>21.1 一般</b></p> <p><b>21.1.3 提出図面及び資料</b></p> <p>提出すべき図面及び資料は、一般に次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (省略)</li> <li>(2) 参考用図面及び資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) SCR 脱硝装置の取扱説明書</li> <li>(b) 自動制御及び安全装置の取扱説明書</li> <li>(c) 許容背圧に関する資料</li> <li>(d) <b>21.3.1-2.(1)</b>の規定により、バイパス管を装備しない場合には、その検討及び結果に関する資料</li> <li>(e) 故障モード影響解析 (FMEA) 等による解析資料</li> <li>(f) その他本会が必要と認めるもの</li> </ul> </li> </ul>	<p>背圧に関する資料の提出は原則就航船を対象とする。(新造船の場合は、SCR 搭載による背圧変化が設計段階で考慮されているため当該資料の提出は原則不要とする。)</p>

「選択式触媒還元脱硝装置に関する安全要件の明確化」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>21.2 設計</b></p> <p><b>21.2.1 一般要件</b></p> <p>-2. 空気管, 測深装置については, 本章の規定によるほか, 「燃料油」を「還元剤」と読み替えて <b>13.6 (13.6.1-6を除く)</b> 及び <b>13.8</b> の要件を適用する。</p>	<p><b>21.2 設計</b></p> <p><b>21.2.1 一般要件</b></p> <p>-2. 空気管, 測深装置については, 本章の規定によるほか, 「燃料油」を「還元剤」と読み替えて <b>13.6</b> 及び <b>13.8</b> の要件を適用する。</p>	本規定の背景は火災時の還元剤の危険性を考慮したもの。13.6.1-6の要件は火災対策目的ではないので, 除外とする。
<p><b>21.7 安全・保安装具</b></p> <p><b>21.7.1 一般</b></p> <p>-1. 船員の保護のため, 少なくとも以下に示す適切な保護具及び設備を備えなければならない。当該保護具及び設備の設置場所と個数は, 詳細な設備配置図を基に決定しなければならない。また, 格納場所及び設置場所は容易に識別できるよう表示しなければならない。</p> <p>(1) 個人用保護具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 耐薬品性の大きな前かけ</li> <li>(b) 長袖の特別な手袋</li> <li>(c) 適当な靴</li> <li>(d) 上下接続した保護衣及び目の保護装置(密着式)もしくは顔面保護具又は両方から構成された適当な保護装具</li> </ul> <p>(2) 自蔵式呼吸具 (30分以上の機能を果たしえるもの)</p> <p>(3) 担架</p>	<p><b>21.7 安全・保安装具</b></p> <p><b>21.7.1 一般</b></p> <p>船員の保護のため, 少なくとも以下に示す適切な保護具及び設備を備えなければならない。当該保護具及び設備の設置場所と個数は, 詳細な設備配置図を基に決定しなければならない。また, 格納場所及び設置場所は容易に識別できるよう表示しなければならない。</p> <p>(1) 個人用保護具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 耐薬品性の大きな前かけ</li> <li>(b) 長袖の特別な手袋</li> <li>(c) 適当な靴</li> <li>(d) 上下接続した保護衣及び目の保護装置(密着式)もしくは顔面保護具又は両方から構成された適当な保護装具</li> </ul> <p>(2) 自蔵式呼吸具 (30分以上の機能を果たしえるもの)</p> <p>(3) 洗眼器</p> <p>(4) 担架</p>	

「選択式触媒還元脱硝装置に関する安全要件の明確化」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>-2. 洗眼器を設けなければならない。当該設備の場所及び個数は、詳細な設備配置図を基に決定しなければならず、少なくとも、以下の場所には備えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>還元剤移送又は供給ポンプ場所の近傍。もし同一甲板上に複数の移送又は供給ポンプ設置場所がある場合、同一甲板上の全ての当該ポンプ設置場所から容易にアクセスできることを条件に、1つの洗眼場所を許容することができる。</u></p> <p>(2) <u>甲板上の還元剤積込場所近傍には、1つの洗眼場所を備えなければならない。もし積込接続部が両舷に設置されている場合、各舷に1つずつ、合計2つの洗眼場所を備える配慮をしなければならない。</u></p>	(新規)	現行規則では、洗眼器の設置場所について、不明瞭なものとなっていたため、D編22章を参考にして明確化する。
附 則		
<p>1. この改正は、2026年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2. 施行日前に建造契約のある船舶にあっては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>		